

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	水道法	法令番号	昭和32年法律第177号			
手続名	簡易専用水道の清掃等の指示	根拠条項	第36条第3項			
処分基準	<p>簡易専用水道施設者に対し、施設の管理について必要な措置を採るよう指示することができるのは、水道法第34条の2第1項に規定する国土交通省令で定める基準に適合していないときである。</p> <p>（管理基準）</p> <p>水道法第三十四条の二第一項に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。</p> <p>二 水槽の点検等有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>三 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味その他の状態による供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。</p> <p>四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	管轄保健福祉事務所	交付機関	管轄保健福祉事務所